

経営安定特別相談事業 「経営安定特別相談室」

倒産の恐れのある中小企業・小規模事業者から事前に相談受け、経営的に見込みのある企業については関係機関の協力を得て再建方法を講じ倒産防止が困難な企業には円滑な整理を図ることにより、企業倒産に伴う地域の社会的混乱を未然に防止する活動を行っています。

こんなとき、
「経営安定特別相談室」を
ご利用ください



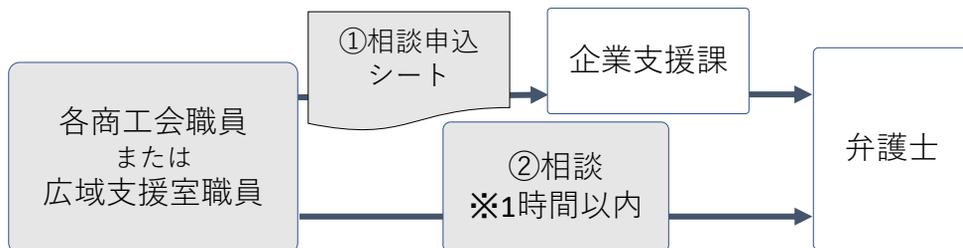
中小企業・小規模事業者の倒産を防止するための、あらゆる相談にお応えしています。

利用方法

各商工会職員または広域支援室職員より「経営安定特別相談事業 相談申込シート」を県連 企業支援課にFAXを送付お願いします。専門家の選定及び日時調整後、担当職員にご連絡いたします。

※相談時間は原則として1時間以内です。

相談の流れ



対応弁護士

川島 和男 弁護士・南 圭一 弁護士・阪下 六代 弁護士
安藤 友美 弁護士・鉈口 崇 弁護士 計5名

相談料

無 料

ご注意

※相談場所は弁護士事務所にて行います。

※初期相談に限ります。法的手続きを弁護士に委任するような場合には、手続きなどに要する費用は相談者の負担となります。

※必ずしも、希望専門家・希望日になると限りませんのでご了承ください

【お問い合わせ】

岐阜県商工会連合会 企業支援課（経営安定特別相談室）

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館9F
TEL 058-277-1070 FAX 058-274-7655